患者様用:ご説明用紙

## 「在宅療養後方支援病院制度」とは・・・

在宅療養されている患者様が、病状の急変等により 緊急の診療や入院が必要になった際に、24 時間体制で 市立甲府病院が受け入れる制度です。ご利用にあたっ ては、事前の登録が必ず必要となります。



- ◆ 利用対象者: 利用の可否については、かかりつけ医が把握しています。 不明の場合はかかりつけ医にご相談ください。
- ★ お申込み方法: かかりつけ医を通して市立甲府病院に事前に登録 (患者様の同意書の記載)する必要があります。登録完了後、登録 完了報告書等の控えをお渡しします。
- **◆ 利用手順**: <u>かかりつけ医を通して、</u>入院が決定します。①~③の手順に従ってお申し込みください。
- ① 入院を希望する際は、まずかかりつけ医にご相談ください。
- ② かかりつけ医が市立甲府病院に入院の申し込みを行います。
- ③ 市立甲府病院への入院決定と入院日は、かかりつけ医を通してご連絡いたします。

お問い合わせ:市立甲府病院 055-244-1111 (地域医療支援室)